

取組事例の紹介

1 埼玉県における「男女共同参画配慮度評価」について

<取組の特徴>

審議会による評価方法の検討。

施策の企画・立案、実施における男女共同参画の観点からの配慮について、「チェックポイント5」に基づき、事業担当者による自己評価の実施。

重点分野については審議会による外部評価を実施。

評価結果について、年次報告書で広く県民に公表。

(1) 開始年度

平成15年度

(2) 経緯

ア 前計画「2001彩の国男女共同参画プログラム」(平成7年度～13年度)については、関連事業の達成度を主に予算執行の観点からA、B、Cの3段階で評価しており、約9割がA評価という状況だった。

イ 埼玉県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)における現計画「男女共同参画推進プラン2010」(平成14年2月策定。以下「プラン」という。)の審議の際、前計画のような評価方法はいかがなものか、もっとわかりやすく評価する方法を検討していくべきではないかとの意見が出された。

ウ そこで、プラン中に「計画を実効性のあるものとするため、男女共同参画を推進する視点に基づき、施策の企画・立案、実施後の状況について、わかりやすい評価方法を検討し、導入します。」と盛り込むこととなった(「基本的な課題11 計画の推進」)。

エ 具体的な方法については、平成14年度、審議会において検討を行った。

・都道府県における取組状況の調査(平成14年8月)を実施したが、当時、参考となる例はなかった。

・県総合計画の行政評価に男女共同参画の視点を盛り込むことを検討したが、困難であるとの結論。

・「男女共同参画影響調査研究会報告書」(平成12年12月 総理府男女共同参画室)及び「政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況及び今後の取組に向けての意見」(平成14年7月 男女共同参画会議決定)を参考に作成した調査票に基づき、庁内の新規事業に対するモニター調査(平成14年7月)を実施。その結果を踏まえて更に議論を重ね、現在の形に至る。

(3) 目的

「プラン」を実効性あるものとするため、県施策について男女共同参画を推進する視点からの配慮の度合いを評価する。

(4) 評価方法及び内容

ア 自己評価

(ア) 事業

事業担当課が、施策の企画・立案、実施後の状況についてチェックする。

対象事業

- ・新規事業について、「プラン」に基づき、男女共同参画を推進する視点から、施策の基本的方向について、企画・立案時にチェックする。
- ・「プラン」に関連する主な事業（「プラン」掲載事業及び「プラン」策定後の新規事業のうち「プラン」の趣旨に沿うもの、平成15年度は278事業）について、実施後の状況についてチェックする。

評価項目

- ・「プラン」に関連する主な事業について、以下「チェックポイント5」によりチェックするとともに、具体的に配慮した点についても記載する。（資料1）

精緻に過ぎる手法では継続が困難であることから、簡便かつ効果的に職員の意識啓発を図ることをねらったもの。

	項目	(15年度事業 チェック結果)
1	事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握した	92事業
2	事業の企画、立案、実施の際、女性、男性双方の意見を聞いた、または双方が参加した	157事業
3	女性、男性双方にとって利用・参加しやすいような配慮をした	107事業
4	事業の方向性を男女共同参画に配慮した	124事業
5	事業の効果が女性、男性それぞれに寄与した	147事業

(イ) 日常の取組

職員の意識改革

男女共同参画の視点から、職場環境・県民サービスについて、職員が行う自己チェック（日常の取組アンケート）を実施し、その結果を職場研修などで活用し、職員の意識改革を進める。

アンケートは、庁内電子掲示板を利用。政策の立案・決定への男女共同参画、家庭と仕事の両立支援、セクシュアル・ハラスメント対策など計15の設問の外、自由回答欄を設けた。

広報・県民サービスの向上

県作成「男女共同参画の視点から考える表現ガイド」を活用しながら、行政広報のチェックなどを行い、県民サービスの向上を図る。

イ 外部評価

毎年度、重点分野を定め、関係施策を実施する担当課に対して男女共同参画審議会（専門部会）がヒアリングを行い、知事に意見を述べる。平成15年度は、専門部会委員5名中4名が公募委員であり、県民の視点から意見を頂くとの趣旨である。

平成15年度は「子育て支援」を重点分野とし、総合政策部人事課、健康福祉部こども家庭課、児童虐待対策室、労働商工部勤労者福祉課、教育局生涯学習課及びWith You さいたま（埼玉県男女共同参画推進センター）に対してヒアリング調査を行い、今後の取組について意見が述べられた。

平成16年度は「働く場における女性のチャレンジ支援」が重点分野である。

「重点分野「子育て支援」に関する男女共同参画審議会意見書」（平成16年7月5日 埼玉県男女共同参画審議会）から

今後の取組についての意見

1 男女共同参画の視点に立った次世代育成支援対策の推進を

（1） 男性の子育て支援の充実を

（2） 仕事と子育ての両立支援を

（3） 民間に率先した県庁職員の次世代育成支援対策の取組を

2 埼玉版「女性チャレンジ支援」の実施を

子育て期の女性が母親としてだけでなく、一人ひとりの個人として「よく生きるための（Well being）」視点からも、生涯を通じた女性のチャレンジ支援が重要である。

ウ 事務局の人員体制

男女共同参画課職員10名のうち、主担当3名、副担当1名（主副担当とも、その他にも事業を担当している。）

エ 報告、公表

年次報告書に掲載し、関係機関への配布、県民への公表を行う。

(5) 効果

- ・「チェックポイント5」によるチェックが、庁内事業担当者の意識改革につながる。
- ・「チェックポイント5」の実施結果によると、「事業の対象となる人々及びその現状に関する男女別データが把握されている」のは約3割にとどまる、といった現状が見えた。
- ・事業の企画・立案、実施に当たり男女共同参画に「具体的に配慮した点」として、有益な事例が挙げられた。
- ・職員に対する日常の取組アンケートにおいて、自由回答欄に寄せられた意見が今後の取組の参考となった。

(6) 課題及び今後の方針

- ・庁内の推進体制として、男女共同参画推進会議（議長：知事、部長級職員により構成）及び同幹事会（課長級職員により構成）に加え、平成14年度から本庁147課所室に男女共同参画推進員を設置し、庁内の意識啓発を進めている。
- ・事業担当課の「チェックポイント5」による自己評価の効果の検証が必要。また、チェックポイント5の項目についても検証が必要である。
- ・「チェックポイント5」によるチェックの対象外となっている事業が男女共同参画の視点から配慮されているかについて、どのように把握するかが課題となっている。
- ・男女の異なるニーズに即した施策、女性と男性が可能な限り等しく便益が享受できるような施策の実現（施策の質の向上）に向け、男女共同参画担当課から事業担当課に対し具体的な提案を行うことができるよう、政策能力を高める必要がある。
- ・外部評価については、平成15年度は、実施事業の把握に時間をとられ、男女共同参画の視点の取り入れに関する十分な審議ができなかった。
- ・配慮度評価の結果を今後の「プラン」の見直しにどのようにいかしていくべきか。
- ・全庁的な政策評価の中に「男女共同参画の視点」を盛り込んでいくことは、今後とも課題である。

2 群馬県における「ぐんま男女共同参画プランの評価」について

<取組の特徴>

有識者による評価方法の検討。
政策評価の手法に基づき、指標から見た事業成果を評価。
定期監査を利用した調査の方法。

(1) 実施年度

平成15年度

(2) 経緯

ア 平成13年3月、「ぐんま男女共同参画プラン」(以下「プラン」という。)を策定したが、プランの実効性を高めるため、その評価方法について、男女共同参画プラン委員会(現男女共同参画推進委員会)に専門部会(6名)を設置し、検討を行った。

専門部会(8回)、委員会(3回)において審議を重ねた結果、平成15年3月に「ぐんま男女共同参画プラン 評価方法・評価指標構築の基本方針について」が提言された。

イ 上記提言を踏まえ、プランの計画期間(平成13年度～17年度)の中間年である平成14年度事業に対する評価(中間評価)として実施することとした。

(3) 目的

- ・男女共同参画計画をめぐる状況、社会的需要、行政ニーズの把握
- ・プランの実現性、有効性を確保するための検証確認
- ・プランをめぐる状況、県民ニーズ、社会的要請の変化に対応した事業推進
- ・次期プランの策定に活用
- ・県民への事業実施結果の説明責任

(4) 評価方法及び内容

ア 評価方法

以下のとおり、三次にわたる評価を行う。ただし、(ウ)三次評価については、今回該当事案がなかったため、実施していない。(評価表、記載要領：資料2)

(ア) 一次評価：事業担当部門の男女共同参画推進責任者による評価

主な項目は以下のとおり。

指標

男女共同参画推進の効果を計ることのできる指標を設定し、その指標について、可能な限りプラン最終年度(平成17年度)における目標又は目標値を定める。

目標値の設定がある場合には、以下により「目標達成効果率」を算出する。

$(14年度実績 - 12年度実績) / (17年度目標 - 12年度実績)$

目標値の設定がない場合には、以下により「施策実施効果率」を算出する。

$(14年度実績 - 12年度実績) / 12年度実績$

県民からの意見

県民から、男女共同参画推進にかかわる意見があった場合に記入する。

行政関与の妥当性

当該事業は、県、市町村、民間事業所のいずれが関与するのが妥当か、主として関与すべきものに、従として関与すべきものに を付す。

評価

指標から見る事業の成果： の算定結果から判断した成果を、A・B・Cの3ランクに当てはめる。

目標達成効果率 0.50以上=A、0.25以上=B、0.25未満=C

総合評価：指標による評価結果と、指標以外に考慮すべき事項（事業をめぐる社会状況の変化、予算の見直し等）により、総合的な評価を行う。

(イ) 二次評価：男女共同参画担当部署による検証

評価表を用いて、以下の項目について評価を行う。基本的視点として、事業の本来業務について指摘するのではなく、あくまでプランの構成事業として、男女共同参画推進の上でどうかという視点で評価を行うこととしている。

事業について（男女共同参画プランの構成事業であることを見直す必要性 / 対応するプラン上の施策を体現しているか）

指標及び目標設定（根拠）について（目標の設定（根拠）が、プラン終了時の状態として適当であるか / 目標設定（根拠）が、事業実施（行政）側の視点ではなく、事業の効果・県民の受益の視点であるか / 現在の指標は、男女共同参画推進を評価する上で適当であるか（今後、性別等把握すべき点）

評価について（一次評価結果の妥当性）

その他（男女共同参画推進の上で改善すべき点）

(ウ) 三次評価：男女共同参画推進協議会（会長：知事、部長級職員により構成）による検証（部局間の調整が必要となる事案等）

同協議会の下部組織である幹事会（各局主管課長級職員により構成）の活用の可能性についても検討されていた。

イ 評価対象事業

プランを構成する全 213 事業

ウ 事務局の人員体制

(平成15年4月時点)人権男女共同参画課男女共同参画グループ職員8名のうち、
主担当1名、副担当2名(主副担当とも、その他にも事業を担当している。)

(5) 課題及び今後の方針

- ・担当課及び事業実施所属とも、評価方法が難解であり、評価実施に係る事務量も多い。
- ・男女共同参画の浸透状況に格差が見られる中、効果的な評価指標の設定が困難であり、もう少し簡便で分かりやすい評価方法の検討が必要であった。
- ・評価実施により、自律的に事業を検証することができた等の意義は大きかった。
現在のところ、継続実施は予定していない。

(6) その他

監査委員監査の資料として、「特定事項の推進に関する調書」を提出することとなっており、平成13年11月から「男女共同参画社会の形成に関する施策の推進」が特定事項の一つとして取り上げられている。

項目としては、以下の2点である。(資料3)

ア 各種審議会・委員会等への女性委員参画状況

イ 講座、研修会等への女性参加状況

3 静岡県における「男女共同参画施策の検証・評価制度」について

<取組の特徴>

積み上げ方式による県の内部評価と、男女共同参画会議（有識者）による外部評価の組み合わせ。

評価手法について、事業担当課、有識者等の意見を踏まえ、より合理的・効果的な手法になるよう改善を重ねている。

（１）開始年度

平成16年度

（２）経緯

ア 静岡県では、全庁的に民間企業の経営理念や手法を適用した新公共経営（PM：ニュー・パブリック・マネジメント）に取り組んでおり、業務棚卸表を活用した事務事業の成果を評価し改善するサイクル（PDCA：Plan, Do, Check, Action）による行政運営を実施している。

イ 上記とは別に、男女共同参画の分野に関しては、平成14年度に静岡県男女共同参画基本計画“ハーモニックしずおか2010”（以下「基本計画」という。）を策定した際に、県民（パブリックコメント）や県男女共同参画会議（以下「参画会議」という。）委員から、計画を策定してそれで終わりとするのではなく、施策の検証・評価が大事であるとの意見が出されたことから、基本計画の中で検証・評価の実施を位置付けた。（「第4章 基本計画の推進 5 施策推進の検証・評価」）

ウ 平成15年度、検証・評価の手法について、埼玉県、三重県及び熊本県の先進的取組を参考としながら事務局案を作成し、以下のとおり検討を行った。

内部評価・・・男女共同参画推進本部（本部長：知事、部長級職員により構成）において検討（全庁的な本部を活用し、初期段階から各事業担当室（課）が参画している。）。

開催月日	区分	内容
平成15年10月15日	第1回幹事会	・男女共同参画施策の検証・評価の実施方針を説明
平成15年11月18日	第1回ワーキング部会	・男女共同参画施策の検証・評価実施案を説明、意見交換
平成16年3月17日	第1回本部員会	・男女共同参画施策の検証・評価の評価実施を決定

幹事会：課長級職員により構成、ワーキング部会：係長級職員により構成。

参画会議（平成15年10月22日開催）においても、県の評価方法案について審議。

- ・幹事会において検証・評価制度を導入し実施することを説明、その後、ワーキング部会において具体的な検討を行った。
- ・同部会員からは、事務局案に対して、積み上げ方式による評価の精度の問題や評価方法の技術的な意見（計画に定める目標数値の達成度を評価に加味すべきである等）が出された。
- ・それらの意見を踏まえ、各事業担当室（課）になるべく負担をかけないよう手法を修正することとした。また、実際に評価を実施する中で不都合が生じた場合には、適宜修正していく旨を説明して了解を得た。

外部評価・・・参画会議で検討

開催月日	内容
平成15年10月22日	・男女共同参画施策の検証・評価のあり方について、県の評価方法及び参画会議の外部評価案について審議
平成16年 2月4日	・男女共同参画施策の外部評価方法を決定

- ・事務局案に対して、評価の対象範囲や評価の視点、毎年評価を実施するのかなどの意見が出された。

(3) 目的

基本計画の実効性を高めていくために、施策の推進状況や成果の状況を明らかにして、より効果的・効率的な具体的施策や手段などを検討し、具体的な施策の改善や見直しを図り、予算に反映するという評価サイクルを確実に実施する。

(4) 評価方法及び内容

ア 評価方法

評価は、県の内部評価(毎年実施)と参画会議による外部評価(隔年実施)からなる。

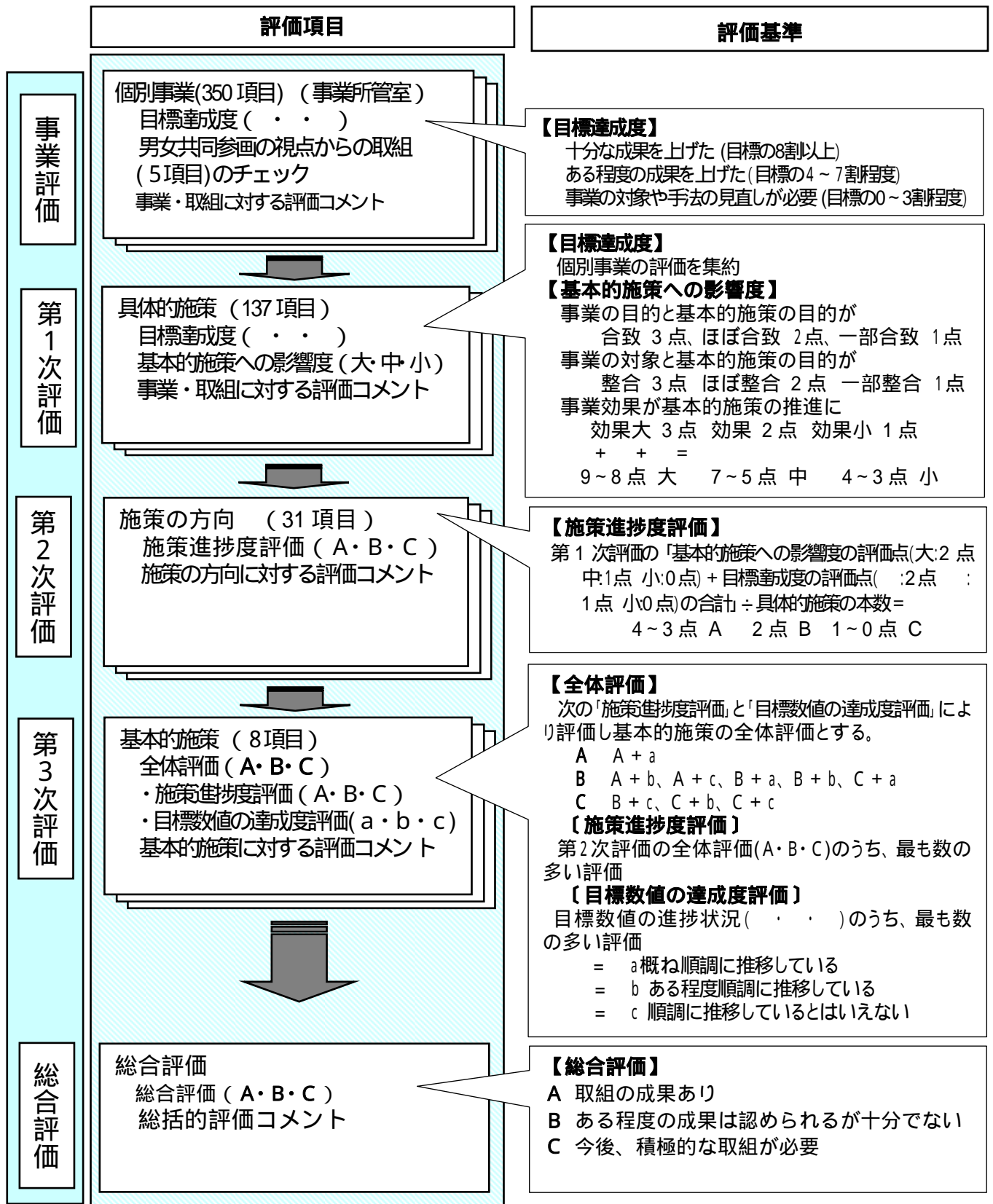
内部評価は、事業担当室（課）、男女共同参画室、男女共同参画推進本部による、個別事業の評価から具体的施策、基本的施策、総合評価までの積み上げ方式による。

外部評価は、県の評価結果の提示を受けて実施する。8項目の基本的施策ごとの「進捗に対する評価」、「時代の変化を受けての新たな課題」及び「不足する施策についての提言」と、この結果を総括した「総合評価」を実施し、評価結果を知事に提出する。(実施方針：資料4、評価の手順：資料5)

評価結果を予算要求にいかしてほしいとの趣旨から、参画会議では、9月末までに評価結果を示すこととした。(資料6)

外部評価は、1年ごとのスパンでは評価の成果が現れにくく、参画会議委員に膨大な評価事務の負担をかけることは避けたいことから、隔年の実施とした。

内部評価



外部評価

評価項目	評価基準
<p>基本的施策の評価(8項目) 進捗に関する評価 時代の変化を受けての新たな課題 不足する施策についての提言</p> <p>総合評価 総合評価 (A・B⁺・B・B⁻・C) 総括的評価コメント</p>	<p>【総合評価】 A 取組の成果あり B⁺ 一定の成果が認められ県の評価よりも高く評価 B 県の評価と同じ B⁻ 一定の成果は認められるが、県の評価よりも厳しく評価 C 今後、積極的な取組が必要</p>

イ 事務局の人員体制

男女共同参画室(室長1名、専門監1名、計画推進スタッフ5名(主幹2名、主査3名))職員7名のうち、室長以下の4名の職員が各2項目の基本的施策を担当。

ウ 実施において生じた問題点等

新たな取組のため、事業担当室(課)による個別事業の評価において、事業・取組に対する評価コメントの記述等が不十分であるなど、第1次評価の円滑な取りまとめに支障が生じたことから、個別事業の評価、今後の取組方針等に係る修正(再提出)を依頼した。

また、参画会議からは外部評価における総合評価について、「A・B・C」の3段階では評価の進捗が見えにくいとの意見が出されたため、「A・B⁺・B・B⁻・C」の5段階とした。

エ 評価結果(平成16年度)(資料7)

内部評価は、「ある程度の成果は認められるが十分でない」B評価、参画会議の総合評価は、県の評価よりも厳しく「一定の成果は認められるが、一層の取組が必要である」B⁻評価であった。

オ 報告・公表

- ・評価結果(内部及び外部)の概要について、県幹部職員会議で報告(9月)。
- ・県議会の男女共同参画を所管する常任委員会へ評価結果の概要を報告(10月)。
- ・評価結果を盛り込んだ「男女共同参画白書」を発行し、県議会議員及び参画会議委員へ配布(11月)。
- ・県民への白書の提供、ホームページを通じた広報(12月)。

(5) 効果

- ・事業担当室(課)では、個別事業評価を実施する段階で、少なくとも「男女共同参画の視点」について考える機会となり、事業実施について男女共同参画の視点の必要性を理解しつつあると見られる。
- ・八つの基本的施策のうち進んでいる部分と進んでいない部分や不足している施策、課題等が浮き彫りとなり、次年度に重点を置く施策や新たな施策の取組の根拠が明確となった。

(6) 課題及び今後の方針

- ・外部評価の結果明らかとなった、「時代の変化を受けての新たな課題」や「不足する施策についての提言」について、より効果的・効率的な施策や手段などを検討し、次年度に向けて、改善や見直しを図り、事業に反映する評価サイクルを確実に実施する。
- ・検証・評価手法についても、より精度の高い方法の確立が求められていることから、平成17年度の評価の実施に当たっては、「目標数値の数値化等の見直し」や「総合評価の3段階評価から5段階評価への見直し」等の改善を加えて実施することとしている。
- ・外部評価による次の提言については、来年度の事業化を検討している。

- ・本県で男女共同参画が進まない原因の解明・・・本県で男女共同参画が進まない原因を解明する調査を学識経験者による分析アドバイスを頂き実施
- ・苦情・相談解決事例の県民への公表・・・男女共同参画白書の中に盛り込んで公表
- ・男女が利用できる相談体制の確立・・・男性向けの相談の実施
- ・正しい理解のための普及・啓発・・・しずおか男女共同参画推進会議への支援としずおかチャレンジ支援事業の実施

・次期計画策定については、基本計画(計画期間:平成15年度から平成22年度まで)について、施策の進捗に関する外部評価や、平成17年度策定予定の国の次期計画の改定状況、更には県民からの意見を踏まえ、平成18年度を目途に必要な見直しを行う予定である。

また、計画期間の終了時には、直近の評価結果も十分考慮して改訂を行っていく考えである。

4 熊本県における「男女共同参画施策評価」について

<取組の特徴>

事業 施策 政策への積み上げ評価。個別事業の基本的課題への影響度を、評価の要素に加味。

事業担当課からヒアリングを行うことの効果。

全庁における政策評価との連携。

(1) 開始年度

平成14年度

(2) 経緯

ア 平成14年4月1日に施行された熊本県男女共同参画推進条例第25条第2項第3号において、県男女共同参画審議会は、知事の諮問に応じ、「県が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の評価に関する事項」を調査審議するとされている。

また、同第24条においては、「男女共同参画社会の形成の状況及び男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を明らかにするため、毎年度、報告書を作成し、これを公表する。」とされている。

イ 熊本県においては、平成13年度から全庁的な取組として全事業を対象に政策評価を行っている（目的：県の行政の成果を県民の視点から客観的に評価し、その成果を施策や事業の改善、見直しに反映させること。）

この全庁における政策評価の手法を参考にして、県男女共同参画基本計画（ハーモニープランくまもと21。以下「プラン」という。）に登載された事業等について評価することとした。

(3) 目的

男女共同参画計画の進捗管理を行う上で、男女共同参画関連の事業及び施策の推進状況を把握するとともに、課題への対応など、今後の取組を検討する。

(4) 評価方法及び内容

ア 評価方法

全庁における政策評価の手法をベースにしており、以下の順に積み上げていく。

(ア) 事業評価：男女共同参画の視点が入っている事業に対する評価

(イ) 施策評価：プランに掲げた四つの基本的課題に対する評価

(ウ) 政策評価：プランについての総合的な評価。全庁における政策評価における「男女共同参画社会づくり」政策に対する評価との整合性を図る。

(ア) 事業評価

各事業担当課に、男女共同参画の視点を取り入れた事業について調書を提出するよう依頼する。(調書：資料8)

プラン策定後の新規事業についても、男女共同参画の視点が入っているものであれば評価対象として取り込んでいる。平成14年度施策の評価では277事業が対象となっている。

提出された調書を基に、男女共同参画主管課が事業担当課に対するヒアリングを行い、評価を固めていく。

評価

以下の三つの視点に基づく評価を数値化し、その合計点により総合評価を行う。

時代のニーズや県民のニーズに対応した事業であったか。 十分対応した(1点) 対応した(0点) 対応が十分でなかった(-1点)
効率性(投入資源に応じた効果が得られたか。) 対費用効果が非常に高かった(1点) 対費用効果が認められた(0点) 対費用効果が不十分であった(-1点)
事業の目標(指標等)に対する達成状況 十分達成された(2点) 達成された(0点) 達成されなかった(-2点)
総合評価(各評点の合計) A(4点) 十分な成果を上げた事業 B(3~2点) かなりの成果を上げた事業 C(1~0点) 一定の成果を上げた事業 D(-1点以下) 当初の目標を達成していないなど、見直しや改善が必要な事業

「指標等」については、数値的な指標を設けているもの、「一層充実する」といった定性的な指標を設けているもの、活動指標で代用しているもの等、各事業の性質によって異なる。

基本的課題への影響度

事業を実施することにより施策をどれだけ進めることができるかという度合いを大・中・小で示す。区分は事業担当課と男女共同参画主管課の協議により決定する。特に影響度が大きい事業により関心を持って進捗管理を行っていかうとの考えによる。

(イ) 施策評価

(ア)の評価結果を踏まえ、プランに掲げる四つの基本的課題ごとに、四つの観点及び評点の基準により評価を行う。

施策を構成する事業に対する評価の分布に、各事業の基本的課題への影響度を加味し、総合的に判断している。

施策を構成する事業は必要・十分か a 適当である (1 点) b 概ね適当である (0 点) c 改善が必要 (- 1 点)
施策を構成する事業の評価はどうか A 非常に良い (1 点) b 概ね良い (0 点) c あまり良くない (- 1 点)
県の関与の必要性は高まっているか A 高まっている (1 点) b 特に変化はない (0 点) c 検討が必要 (- 1 点)
成果指標の達成度はどういう状況か A 達成されている (2 点) b 概ね達成 (0 点) c 達成されていない (- 2 点)
総合評価 (各評点の合計) A (5 点) B (4 ~ 3 点) C (2 ~ 0 点) D (- 1 点以下)

(ウ) 政策評価

施策評価の結果を受け、基本政策「男女共同参画社会づくり」についての総合的な評価を行う。

イ 評価確定までの手続 (スケジュール)

7月	各事業担当課へ、調書提出依頼
9月	事業担当課ヒアリング
9月	男女共同参画社会推進会議 (庁内検討機関) における審議により、評価素案を作成
10月	男女共同参画審議会における審議により、評価案を作成
2月	全庁における政策評価の評価結果の反映により、評価案を修正
3月	評価確定、年次報告書により公表

ウ 評価結果 (平成14年度施策)

(ア) 事業評価

基本的課題	A	B	C	D	計
性別にとらわれない社会をめざす意識づくり	1	17	20		38
男女共同参画社会のための総合推進体制づくり	2	29	42		73
職場、家庭、地域への男女の共同参画の実現	4	54	67	2	127
女性の人権への配慮		28	11		39
	7	128	140	2	277

(イ) 施策評価

事業評価の成果を積み上げたうえで、特に基本的課題への影響度が大きいものを勘案した結果、次のような評価を得た。

性別にとらわれない社会をめざす意識づくり	B
男女共同参画社会のための総合推進体制づくり	B
職場、家庭、地域への男女の共同参画の実現	C
女性の人権への配慮	C

(ウ) 政策評価

性別にとらわれない社会をめざす意識づくりについては、男女共同参画社会を進めるための意識啓発・教育等により、着実に浸透してきている。

男女共同参画社会のための総合推進体制づくりについては、その中心となる男女共同参画推進条例を平成14年4月1日から施行したことに伴い、推進体制強化に向けた取組みも充実し、成果をあげた。

職場、家庭、地域への男女の共同参画の実現については、関係機関と連携し施策展開を行い着実に成果をあげているが、今後は、子育て・介護サービスの充実による支援、雇用環境の整備に重点的に取り組む必要がある。

女性の人権への配慮については、「配偶者暴力相談支援センター」の機能を女性相談センターに持たせ、ドメスティック・バイオレンス等女性に対する暴力を防止するための施策を実施するなど、概ね成果をあげつつあるが、今後は、関係機関ネットワークの強化や、加害者となる可能性が高い若年層や男性に対する施策の充実が必要である。

エ 事務局の人員体制

男女共同参画・パートナーシップ推進課職員14名のうち、主担当1名、副担当4名（主副担当とも、その他にも事業を担当している。）

オ 報告、公表

条例第24条に基づく「年次報告」に掲載し、県民に公表する。

(5) 効果

・事業評価を行うための事業担当課に対するヒアリングにおいては、調書内容を確認するとともに課題への対応策等についての議論を行っており、男女共同参画主管課と事業担当課が共通認識を持つための有効な場となっている。

・本来の事業目的と男女共同参画の視点による目的は必ずしも一致しないため、評価が困難な点もあるが、評価を行うことによって男女共同参画の視点が事業目的の中に位置付けられる。

(6) 課題及び今後の方針

・他部局でも、各々所管する計画について進捗管理を行っており、調書の作成等、作業負担が重くなっている。作業の軽減と今後につながる有効な議論のため、評価の効果的・効率的な実施が課題となっている。

・そのため、平成16年度に 審議会における審議対象事業の絞り込み、 調書の改善を行った。

これまで全277事業について審議を行ったが、負担が大きいため、対象事業を全庁における政策評価の対象となっている28事業に絞り込む。

他の事業については、ヒアリングまでの評価結果を報告する。

これまでの調書は各事業の概要の把握に主眼を置いた内容となっていたが、課題への対応等の検討について議論を深めることができるような構成に改善した。(資料9)

5 新潟県における「新潟・新しい波 男女平等推進プラン」の評価について

<取組の特徴>

アウトカム指標を基本として、なるべく多くの指標及び目標数値を設定。指標の推移により計画の進捗状況を測る。

(1) 開始年度

平成13年度

(2) 経緯

ア 男女共同参画社会基本法に基づく県の計画として、「新潟・新しい波 男女平等推進プラン」(平成13年度～17年度。以下「プラン」という。)を策定。

計画期間は、県の長期総合計画「新潟・新しい波」の前期期間と一致している。

イ 長期総合計画の策定においては、以下の方針()の下、アウトカム指標を基本とする多くの指標を盛り込むこととした。

プランの策定においても、長期総合計画に盛り込まれた目標数値を取り入れるほか、各部局にできる限り多様な指標の提案を求め、議論を重ねた。また、目標数値を設定できない場合であっても男女共同参画社会形成の状況を把握するため「参考項目」を検討するなどして、可能な限り取り入れた。

長期総合計画における「指標設定の基本的な考え方」

- 1 従来の指標は、整備指標など行政の活動量を示す指標(アウトプット指標)が主であったが、「新潟・新しい波」における指標は県民の受益の度合いで測る指標(アウトカム指標)を基本とする。
- 2 価値観の変化に対応した新しい指標を取り入れる。
- 3 専門用語は避け、できるだけわかりやすい指標とする。
- 4 いじめ発生校率や交通事故死傷者数など目標を設定すること自体が不適切なものについては目標設定は行わないが、指標としては取り入れる。
- 5 毎年数値を把握できない場合でも(県民意識調査等)指標として重要なものは取り入れる。

(3) 目的

プランに掲げる努力目標数値の達成状況や参考項目の状況を把握し、今後の取組の方向、より効果的な施策等の検討を行うことなどにより、プランの着実な推進を図る。

(4) 評価方法及び内容

ア 評価指標(資料10)

(ア) 目標数値(24)

計画推進のため、県が市町村、県民とともに達成に向けて取り組む努力目標とし

て目標数値を設定し、その達成状況を公表する。

(イ) 参考項目(23)

男女共同参画社会形成の状況把握のため、参考となる項目を設定し、その状況を調査し公表する。

イ 評価方法

(ア) 「新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例」に基づく年次報告書において、計画の推進状況を取りまとめる。

構成は以下のとおり。

1 目標数値等の達成状況

基本目標別に、目標数値、参考項目により、新潟県における男女平等社会形成の推進状況を記載。

2 体系別事業の実施状況

(1) 予算額一覧

(2) 事業概要

基本目標別に、事業名、事業概要、前年度の実績(当初予算額)、当該年度への課題、当該年度の実施計画(当初予算額)、担当課を記載。

(3) 課別事業一覧

3 県内市町村の状況

4 資料

(イ) プランの評価

指標による評価

努力目標数値及び参考項目の状況に基づき、推進状況の把握に努め、今後の取組の方向について検討。

事業評価

前年度の実績と当該年度への課題について検討。

ウ 事務局の人員体制

男女平等社会推進課職員7名のうち、主担当1名(その他にも事業を担当している。)

エ 報告、公表

年次報告書を作成し、公表する。

(5) 効果

・プランの推進状況は、男女平等推進施策調整会議幹事会()で検討の後、調整会議に諮って決定する。その際には具体的な課題の検討も行われることから、トップの問題意識の共有等につながるとともに、幹事会、事業担当部局内における意識が高まっている。

男女平等推進施策調整会議(議長：知事、部局長級の職員により構成)の下部組織。座長：男女共同参画主管課長、関係部局企画主幹等により構成。

・「目標数値の達成状況」、「今後の取組の方向等」などの把握・検討等により、課題を明らかにして、施策・事業等の検討を行っている。

・個別事業の翌年度への課題の検討を行うことにより、事業担当課において、男女共同参画の視点の必要性や、事業実施における男女共同参画の視点についての理解につながっている。

(6) 課題及び今後の方針

・アウトカム指標を基本として設定したが、アウトプット指標も含まれており、アウトプット指標は計画的な事業執行で達成されることから、指標の持つ性格により、評価に差が生じている。

・結果が毎年得られない指標も採用しているが、指標を設定する際には、推進状況を適切に表すという視点に加え、推進状況を毎年把握するという視点にも立った検討が必要である。

・プランと長期総合計画の計画期間が同一であり、また長期総合計画の進行管理のため、全庁における事務事業評価の取組が進んでいるが、両計画の評価の整合性をとる必要がある。ただし、長期総合計画の中での男女共同参画施策は男女共同参画に直接関連する範囲で位置付けられているが、プランは広い範囲の施策を男女共同参画の視点で構成する体系となっていることから、長期総合計画の評価と統合するのではなく、プラン独自の評価が必要である。

・プランの推進状況は、指標による評価を中心に行われているが、次期プランの策定に向けた現プランの評価に当たって、指標の推移と個々の事務事業の評価を積み上げた結果が、必ずしも整合していないことから、指標の設定や施策を構成する事務事業の評価が課題となっている。

6 千葉県における「男女共同参画影響評価」について

<取組の特徴>

事業の企画・立案段階(事前)、事業開始後(進行中)、実施後ある程度時間を経た時点(事後)について影響評価を実施。評価結果を次年度の企画・立案、実施に反映。

事業担当課からヒアリングを実施することによる効果。

事業担当課の事務負担の軽減のため、当初は対象事業を限定し、徐々に拡大していく。

(1) 開始年度

平成15年度

(2) 経緯

ア 平成13年3月に、「千葉県男女共同参画計画」(平成13年度～17年度。以下「計画」という。)を策定したが、男女共同参画社会基本法に基づく初めての計画であり、従来の女性プランとの差異化を図るということもあって、少しでも男女共同参画に関連のある事業については、積極的に取り込むこととした。各事業担当課と議論を重ねた結果、約430事業を計画事業として位置付けることとなった。

イ その際、各事業担当課の担当者に理解を得ることが非常に困難であったが、担当者の異動後も計画事業としての取組を推進するためには、男女共同参画の視点を盛り込んだ事業の企画・立案、実施が必要であることから、評価手法の確立が重要である。

また、過去の女性プランにおいては進行管理が不十分であったが、計画の実効性を担保するためには、進行管理が非常に重要である。

ウ 当時、全庁的な政策評価の手法についても並行して検討が行われていたため、その評価項目に男女共同参画の視点を加えることも考えたが、政策評価の検討が中断されてしまったため、男女共同参画主管課が先行して検討する形になった。

エ 具体的な方法については、「男女共同参画影響調査研究会報告書」(平成12年12月 総理府男女共同参画室 男女共同参画影響調査研究会)を参考に検討し、平成14年9月に開催した県男女共同参画推進本部(本部長：知事、部局長級の職員により構成)において、基本的な方向性について了解を得た。

その後、推進本部の下に設置されている幹事会(課長級の職員により構成)に対して、男女共同参画の視点での評価に係る研修を実施した。なお、本テーマに係る研修は、毎年度継続して実施している。

研修実績

平成14年度

テーマ：「男女共同参画の視点」での県行政推進の意義について

講師：大澤真理(東京大学教授)

平成15年度

(第1回)

テーマ：行政に求められる男女共同参画の視点

～「男女共同参画の視点」に立った評価とは～

講師：萩原なつ子（武蔵工業大学助教授）

(第2回)

テーマ：女性のチャレンジ支援策について

講師：河崎由美（内閣府男女共同参画局推進課課長補佐）

平成16年度

テーマ：男女共同参画影響調査について～施策に男女共同参画の視点を～

講師：定塚由美子（内閣府男女共同参画局参事官）

(3) 目的

「男女共同参画の視点」から事業の企画・立案段階（事前）、事業開始後（進行中）、実施後ある程度時間を経た時点（事後）で影響評価を実施し、事後評価の結果を次年度の企画・立案、実施に反映させ、事業が男女共同参画社会の形成にプラスの影響を及ぼすものとなるようにしていくことにより、その事業に対し「男女共同参画の視点」の定着・深化を図り、もって男女共同参画社会の形成に資するものとなるようにする。

(4) 評価方法及び内容

ア 自己評価

事業担当課が、施策の企画・立案段階（事前）、事業開始後（進行中）、実施後ある程度時間を経た時点（事後）について、影響評価を実施する。

(ア) 対象事業

各課1事業ずつ、計68事業（平成15年度）

各課2事業ずつ、計110事業（平成16年度）

全430事業（平成17年度予定）

事業担当課の負担が過大ではないかとの意見が出されたため、徐々に対象を増やしていくこととした。

平成17年度が計画の最終年度であり、全事業に拡大したい。

(イ) 評価項目（調査票、記入要領等：資料11）

「男女共同参画影響調査研究会報告書」（平成12年12月 総理府男女共同参画室 男女共同参画影響調査研究会）において示された「男女共同参画影響調査における調査項目の参考例」を基に、若干の修正を加えて作成したもの。

イ ヒアリング

男女共同参画主管課職員（原則3名、少なくとも2名）が、調査票を基に、事業担

当課職員からのヒアリングを行う。

平成15年度においては、原則2名、場合によっては1名で実施したため、視点に偏りが生じたとの反省から、体制の増強を図った。

ウ スケジュール

- ・県男女共同参画推進本部幹事会に対して、男女共同参画の視点での評価に係る研修を実施した研修会を実施、連続して影響評価の説明を行う(5月)

- ・事業担当課ヒアリングの実施(9~11月) 取りまとめ(12月)

評価が後手にまわっているとの反省から、評価結果の取りまとめが翌年度予算の要求に間に合うようスケジュールを見直した(平成16年度)

エ 事務局の人員体制

男女共同参画課職員18名のうち、主担当1名、副担当2名(主副担当とも、その他にも事業を担当している。)

オ 報告、公表

評価結果を男女共同参画主管課において取りまとめて白書に盛り込み、関係機関への配布、住民への公表を行う。

(5) 効果

- ・男女別データの把握等、そもそもの段階での男女共同参画の視点の取り入れが不十分であることが、事業担当課にも認識された。

- ・男女共同参画主管課から各事業にコメントすることにより、事業担当課の「気付き」を促す。また、公表することによる住民からの反応も期待。

- ・事業担当課ヒアリングの実施、白書作成作業における事業担当課との調整により、庁内に男女共同参画の視点を浸透させていく。

- ・男女共同参画主管課において影響評価に携わった職員は、事業担当課との議論を通じて、男女共同参画の視点を各事業に取り入れることについて相当の知見を有することとなり、将来の活躍が期待できる。

(6) 課題及び今後の方針

- ・毎年度、実績を積み重ね、分析を行っていきたいので、計画最終年度(平成17年度)までは、ほぼ現行どおりの評価方法で実施していきたい。

- ・次期計画(平成18年度以降)策定に向け、新しい評価手法についても検討していきたい。また、全庁における政策評価との連携も視野に入れて検討を行う。

- ・網羅的な評価項目を設けているが、精査が必要。また、複数年度記入できるよう

に改善したい。

- ・事業を類型化し、それぞれのパターンに合わせた評価項目を設定することにより、合理的な評価を行うことができるのではないかと考えており、更に分析、研究していきたい。

- ・事業担当課からのヒアリングについては複数回実施することが理想であるが、男女共同参画主管課の人員上、満足のいく体制となっていない。

- ・各部主管課に設置している男女共同参画担当職員とどのように連携を図るか。

- ・ジェンダーの視点に欠ける担当者が影響評価を実施することは非常に困難であるため、職員研修等を通して、積み上げていくことが重要。

7 秋田県における「男女共同参画視点導入・推進度評価調査」について

<取組の特徴>

各課所に設置した男女共同参画推進員に対し、男女共同参画の視点の施策への導入、男女が共に働きやすい職場づくりへの取組等について評価を求める。

男女共同参画の推進とは直接関連性のない事業、所属についても評価対象となっており、あらゆる施策に男女共同参画の視点を取り入れることにつながる。

男女共同参画推進員から所属長の意識が重要との指摘を受け、所属長を統括推進員に指定するなど、制度の見直しを図っている。

(1) 開始年度

平成15年度

(2) 経緯

ア 県全体で男女共同参画を進めていくためには、まず県が実施する施策について男女共同参画の視点を盛り込むことが重要であり、また、県で主催する諸会議の参加者から、「行政（県や市町村）で男女共同参画が進んでいない」という意見があった。

イ そのため、県庁内で男女共同参画を推進するための意識を浸透させることを目的として、埼玉県における取組等を参考にしながら、平成15年度に、原則として各課所に男女1名ずつ男女共同参画推進員（以下「推進員」という。）を設置した（制度については、(7)参照。）。

ウ 推進員の役割として、「課所が策定し、及び実施する施策及び事業に対して、男女共同参画の視点が導入されているか、また、課所の職場環境が男女共同参画の視点からみて良好であるかということに関する評価を行うこと」を位置付けており、男女共同参画主管課において庁内の推進状況を把握すること、推進員の自覚を高めること、推進員制度をより良いものとするため、制度に対する意見を聴取することもねらいとして、調査を実施することとした。

(3) 目的

各課所における男女共同参画の推進状況を把握する。

(4) 評価方法及び内容（平成15年度）

ア 評価方法

(ア) 対象者数及び回答者数

対象者数 各課所の推進員、475名

回答者数 461名（回答率97%）

(イ) 方法

男女共同参画視点導入・推進度評価調査表（以下「調査表」という。）を庁内メールで送付し（3月上旬）回答を求めた（期限：3月中旬）。

期限経過後、未回答者に対しては電話で提出依頼。

（ウ）評価項目（調査表：資料12）

男女共同参画推進員設置要綱及び同要領に定める推進員の役割のうち、評価可能な4項目を選定。各項目について5段階にわたる評価基準に基づき評価を行う。

評価項目

- ・男女共同参画の視点の施策への導入及び推進に関すること
- ・広報・出版物やインターネットのホームページなどのイラスト、言葉、文章における男女共同参画に配慮した表現に関すること
- ・男女共同参画に関する職員の意識啓発に関すること
- ・男女が共に働きやすい職場環境づくりに関すること

評価基準

取組みが実行されており、その結果は十分に満足できる状況にある。

取組みが実行されているが、その結果はまだ十分とはいえない。

取組みがほとんど実行されていない。

- × 取組みが全く実行されていない。

当課所に該当しない取組みである。

（エ）調査表作成上の留意点

・当面は推進員の意識啓発が重要であり、まず調査表を最後まで読んで回答してもらうことを第一の方針とした。

そのため、内容が難解なものでないこと、回答が負担にならない分量とすること（A4判・両面2枚以内）、記入しやすい様式とすること等に留意した。

・評価項目を通じて推進員の役割、男女共同参画の視点について改めて確認してもらうため、取組の例を多く挙げた。

当初、一つ一つの例についての評価を求めることも検討したが、上記のとおり回答者の負担を軽減する観点から、評価項目を絞ることとした。

・「男女共同参画の視点の施策への導入及び推進に関すること」で挙げた例は、「男女共同参画影響調査研究会報告書」（平成12年12月 総理府男女共同参画室 男女共同参画影響調査研究会）を参考にしている。

・評価のほか、推進員の意見を反映させながらより良い制度とするため、推進員制度に対する意見等を記入させるとともに、職員の意識に対する浸透度を具体的に把握するため、推進員になったの感想を記入させることとした。

イ 評価結果（資料 13）

（％）

評価項目				×		無回答
男女共同参画の視点の施策への導入	10.0	37.3	16.7	2.6	33.0	0.4
男女共同参画に配慮した表現	14.3	33.6	12.8	3.0	35.8	0.4
職員の意識啓発	16.1	56.0	20.0	5.0	2.6	0.4
男女が共に働きやすい職場づくり	25.2	54.2	13.7	2.8	3.5	0.7

ウ 事務局の人員体制

男女共同参画主管課職員 10 名のうち、担当者 1 名（調査結果は担当者ほか 2 名で入力。担当者は、その他にも事業を担当している。）。

エ 報告、公表

平成 16 年度の推進員研修会において前年度の調査結果を配布し、説明したほか、庁内職員向けの広報紙で特集した。

審議会・知事・議会等への報告、公表は特に行っていない。

（5）効果

・男女共同参画の推進に対する各課所の取組状況、推進員の意識への浸透度について把握することができた（自由記述欄に寄せられた意見により、男女共同参画に関する意識の芽生えを実感。推進員制度に「気付き」の効果があることが明らかになった。）。

・推進員からの意見を、推進員制度及び運用に取り入れた。

例

- 1) 「所属長の意識が変わらなければ取組も進まない」との意見を受け、平成 16 年度から各課所長を「統括推進員」とすることとした。
- 2) 「多くの職員が推進員を経験することにより、庁内における男女共同参画に関する意識が高まる」との意見を受け、平成 16 年度の指定依頼に当たり、推進員の要件を満たす職員が複数いる場合には、なるべく前年度とは異なる職員を指定するよう通知した。

（6）課題及び今後の方針

・推進員の主観的評価にならざるを得ないことから、推進員の異動等による交替により、同一課所において調査結果を経年比較する際、その推進状況を必ずしも同一の目線で評価しているとは言えないおそれがある。

ただし、所属としてではなく、推進員個人としての意見であることから、率直な意見を聴くことができるという利点がある。

- ・推進員に対しては、経年比較をするため、同種の調査を継続する。平成16年度から設置した統括推進員に対しては、推進員とは若干異なる様式により調査を行う。
- ・評価結果については、庁内における男女共同参画の推進状況を把握することにより、職員に対して男女共同参画の意識の浸透を図るための取組の参考とするとともに、推進員制度の存続の必要性を見極めるための判断材料として利用していきたい。

(7) 推進員制度について(設置要綱・設置要領：資料14)

ア 要件等

(ア) 推進員

- ・原則として各課所に男女1名ずつを設置。
- ・平成15年度は475名、平成16年度は524名(305か所)
平成15年度は、男性職員のみであるなどの理由から1名しか設置できない課所があった。平成16年度は、選任要件を緩和するなどして、なるべく2名を設置するようにした。
- ・原則として、調整事務を総括的に担当する主査以上の職員を課所長が指定する。
事業担当者より、課所全体の調整事務を担当する職員の方が取組状況を客観的に見られること、一定の職以上の者でなければ活動しにくいことを考慮した。

(イ) 統括推進員

- ・各課所長、平成16年度は210名

イ 推進員のレベルアップに向けて

(ア) 推進員に対しては、年度当初に地域振興局単位(8か所)で研修会を実施。

内容(平成16年度)：

イントロダクション(ビデオ上映)

男女共同参画推進の必要性

推進員の役割

平成15年度男女共同参画視点導入・推進度評価調査結果

質疑応答

講師：男女共同参画主管課職員

(イ) 統括推進員に対しては、9月に人事課と共催で研修会を実施。

内容：

講演「男女共同参画社会を地域づくりの視点から考える」(有識者)

講演「職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止について」(元女性)

青少年室長)

説明「セクシュアル・ハラスメント調査結果と管理監督者の留意点等について」(人事課職員)

- (ウ) 推進員に対する継続的な情報提供として、男女共同参画主管課で発行する広報紙を送付(推進員を通じて課所内回覧を依頼)。
- (エ) 男女共同参画関連事業への参加を呼びかけ。

8 大阪市における「男女共同参画影響調査」について

< 取組の特徴 >

毎年度、多くの部局がかかわる施策、市民生活に大きな影響のある施策の中から一つを取り上げ、影響調査を実施。

男女共同参画を目指す活動の拠点として位置付けている男女共同参画センターを運営する財団法人大阪市女性協会に調査委託。研究会の設置等を通し、有識者の意見も積極的に取り入れ。

(1) 実施年度

平成 13 年度から毎年度

- ・大阪市ボランティア活動支援施策に関する男女共同参画影響調査（平成 13 年度）
- ・大阪市広報システムにおける男女共同参画影響調査（平成 14 年度）
- ・大阪市生涯学習事業（施設）に関する男女共同参画影響調査（平成 15 年度）

(2) 経緯

ア 平成 15 年 1 月に大阪市男女共同参画推進条例が施行されたが、第 17 条において「本市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼす要因についての調査その他の男女共同参画施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。」と位置付けている。

イ 市ではブロックごとに男女共同参画センター「クレオ大阪」を整備しており、東西南北と中央の 5 館体制となっている。

最後（平成 13 年 11 月）にオープンした「クレオ大阪中央」は、ブロック館の中心となる機能を持っており、調査研究が主要事業の一つとして位置付けられているため、研究室が設置されている（室長に京都女子大学の槇村教授を招聘）。

調査研究事業は、大学や専門の研究者・研究機関等との連携により男女共同参画社会の形成に関する様々な課題について総合的に調査・研究を実施し、これらを市の男女共同参画施策やクレオ大阪の事業に寄与させることを目的としている。

ウ 上記を踏まえ、クレオ大阪を運営している財団法人大阪市女性協会に対して、平成 13 年度から、市の施策に係る影響調査の実施を委託している。

(3) 目的

市の種々の施策について、その施策から受ける便宜や影響が男女の間で異なっていないかどうか、異なっている場合はどのように異なっているか等を調査・把握し、それを今後の当該施策の企画・立案、実施に活かすことにより、男女共同参画社会の形成に資することを旨とする。

(4) 調査方法及び内容

大阪市ボランティア活動支援施策に関する男女共同参画影響調査（平成13年度）

ア 調査の概要

対象

ボランティア活動支援施策

・男女の市民の参加があり、市民生活に大きな影響を持つことから、ボランティア活動支援策を取り上げた。

・個別の対象施策については、平成13年7月に実施した「市民公益活動に対する支援状況等」に関する調査（大阪市市民公益活動推進会議）において把握された施策内容を参考に、その中からボランティア活動支援と考えられる施策及び関連団体を取り上げた。

また、他にも同様の施策が新たに実施されている可能性があるため、全局に該当施策について照会を行った。

調査の方法

市男女共同参画協議会事務局（男女共同参画主管課）から、同協議会幹事（各局庶務担当課長）に対し、該当施策についての照会及び2種類の調査票（ ）による回答を依頼。

施策調査票（参加者を募集して実施された施策について）

団体調査票（関連団体のある施策について）

調査票の回収

該当施策（対象施策）：57件（11局23課・事業所）

施策調査票：38件（7局16課・事業所）

団体調査票：100件（11局22課・事業所）

調査期間 平成14年2月21日～3月8日

調査方法と調査内容の検討（実施経過：資料15）

・調査の趣旨にかんがみ、男女共同参画分野（女性学・ジェンダー研究等）及びボランティア活動分野の専門家（各1名）による助言・指導を得た。

・男女共同参画主管課、調査受託者（財団法人大阪市女性協会）及び市民活動推進課（ボランティア活動支援施策の取りまとめ担当課）の担当者による担当者会議を開催し、連携しながら調査を進めた。

イ 調査結果の概要

・関連団体への参画状況、ボランティア活動支援施策への参加状況について、活動分野、施策により男女で差がある。

・市民のボランティア活動における男女共同参画を促進するためには、分野ごとに支援施策に対する男女のニーズをそれぞれ十分把握し、きめ細かい配慮をもって施策を

実施し、その結果についても男女別に把握することが重要である。

- ・男女別のデータの整備が必要である。

大阪市広報システムにおける男女共同参画影響調査（平成14年度）

ア 調査の概要

対象

市民向け広報用として市役所情報コーナーに設置依頼のあった情報誌、パンフレット、チラシなどの広報印刷物（平成14年度）

- ・男女共同参画の視点から広報システムの現状を検討し、今後の広報システムの企画・立案、実施に活かすため本テーマを取り上げた。
- ・広報印刷物を作成した部局及び区役所に対し、照会を行った。

調査の方法

市男女共同参画協議会事務局（男女共同参画主管課）から、同協議会幹事（各局庶務担当課長）及び各区区民企画室長に対し、調査対象印刷物について調査票による回答を依頼。

調査票の回収

217件（46所属167課・事業所）

内訳 情報誌：77件（37所属69課・事業所）

パンフレット：65件（20所属48課・事業所）

チラシ：68件（15所属55課・事業所）

その他（レポート、ハンドブック等）：7件（6所属7課）

調査期間 平成15年3月13日～3月25日

調査方法と調査内容の検討（実施経過：資料16）

クレオ大阪研究室を事務局とする研究会を設置し、調査方法と調査内容の検討を行った。

イ 調査結果の概要

- ・ジェンダーにとらわれない表現がほぼなされており、男女共同参画の視点が浸透している。
- ・市で作成した「男女共同参画表現ガイドライン」の周知度、利用度については課題が残る。施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響（副次的な影響や効果を含む。）についても留意していくことが望まれる。

大阪市生涯学習事業（施設）に関する男女共同参画影響調査（平成15年度）

ア 調査の概要

対象

「大阪市の生涯学習関連事業の概要」(大阪市生涯学習推進会議)において把握された施策内容を参考に、その中から生涯学習関連施設と、講座を中心とした生涯学習事業とした。

・男女の市民の参加があり、各々が個性と能力を十分に発揮していくために極めて重要な意義を持ち、市民生活に与える影響も大きいことから、本テーマを取り上げた。

調査の方法

市男女共同参画推進本部事務局(男女共同参画主管課)から、同推進本部幹事(各所属庶務担当課長)に対し、調査対象事業及び施設について各々、調査票による回答を依頼。(調査票:資料17)

調査票の回収

該当施策(対象施策): 77件(12所属38課・事業所)

事業調査票: 44件(9所属24課・事業所)

施設調査票: 33件(11所属29課・事業所)

調査期間 平成16年1月19日~1月30日

調査方法と調査内容の検討

クレオ大阪研究室を事務局とする研究会を設置し、調査方法と調査内容の検討を行った。

イ 調査結果の概要

- ・参加者の性別を想定していない事業は7割。男性を想定している事業では、平日夜間、土曜日、日曜・祝日に設定されている。
- ・事業担当者の女性割合が高いほど参加者への配慮がきめ細かく、講師の選定方法が多様な傾向にある。
- ・事業に対するニーズに男女による違いは考えられないとするものが8割。意識や関心の高さに男女の違いがないとしても、社会的に男女の置かれた状況が異なることから、関心の方向や必要とする情報、事業に参加する際の条件などには男女で違いがあると考えられ、事業に対するニーズの捉え方には今後の課題が含まれている。
- ・今後の課題としては、若年層、男性の参加者を拡大することや事業内容の充実、レベルアップ、さらに事業参加後の行動へつなげる工夫などが挙げられている。

ウ 推進体制の整備等

- ・大阪市男女共同参画推進本部(本部長:市長)において、影響調査について説明。
- ・職員を対象とする研修等の実施
男女共同参画影響調査研修会(平成14年1月)
テーマ:男女共同参画の視点に立った政策過程の再構築

講師：大澤真理（東京大学教授）

少子高齢化社会と男女共同参画についての講演（平成15年12月）

講師：クレオ大阪 榎村室長

エ 報告、公表

- ・市男女共同参画推進本部への報告
- ・関係機関への配布

（5）効果

- ・本市の施策の実施に当たっては、男女の市民ニーズをそれぞれ把握し、施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についても留意することが重要であることを、庁内で共有していくことの重要性が認識された。
- ・男女共同参画の視点からの設問や男女共同参画主管課の取組を掲載した調査を実施したことにより、事業担当課に男女共同参画の視点について考える機会を提供し、男女共同参画施策について周知を図った。
- ・男女共同参画センターの事業に反映することにより、本市施策と連携した事業の展開が可能となった。

（6）課題及び今後の方針

- ・大阪市男女共同参画審議会において、基本計画の策定について調査審議を行っている（平成17年度策定予定）。当該計画の策定に向けて、影響調査を活用していきたい。
- ・男女共同参画の視点に立った「大阪のまちづくり」に向けて、影響調査を継続して実施していきたい。
- ・情報収集、情報発信が不足している。影響調査の内容等について、市民等にどのように情報発信していくかが課題である。

9 山口県における「慣行に関する調査研究」について

< 取組の特徴 >

職場、家庭、地域等社会の様々な場面において、男女共同参画の推進を阻害する慣行等の現状や問題点などの実態を把握するため、広範に調査検討。

グループ・インタビューと県民意識調査（アンケート調査）の併用。

審議会（調査部会）における審議。

（１）実施年度

平成14年度～平成15年度

（平成16年3月、「慣行に関する調査研究」調査報告書を取りまとめた。）

（２）経緯

ア 「山口県男女共同参画基本計画（きらめき山口ハーモニープラン）」（平成14年3月）の策定に当たり、いわゆるパブリック・コメントの手法を導入し、広く意見募集を行ったところ、男女共同参画の推進を阻害する慣行等の実態を調査するなど、具体的な内容に照らした普及啓発の推進を求める多くの意見が寄せられた。

イ 県男女共同参画推進条例第3条第2項において、社会における制度又は慣行が性別による固定的や役割分担等を反映して男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことがないように配慮されなければならない旨、規定されている。

また、第10条においては、「県は、男女共同参画に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するものとする」、第11条においては、「県は、広報活動等を通じて、基本理念に関する県民の理解を深めるように適切な措置を講ずるものとする」と規定されている。

ウ 条例を制定し、基本計画を策定するとともに、推進本部や連携会議を設置するなど、推進体制もある程度整ったことも踏まえ、男女共同参画の取組をさらに進めていくため、基本計画の基本目標のひとつとしても掲げている「社会における制度や慣行の見直し、意識の改革」への取組の一助となるよう、男女共同参画の推進を阻害する慣行等の実態を把握するための調査を実施することとなった。

エ まず、八つの活動領域を設定し、分野別にグループ・インタビューを実施（平成14年度）した。このグループ・インタビューの成果を踏まえ、調査の対象を更に一般県民に広げ、県全体における慣行等の実態やそれに関する意識、さらには、県施策への要望等を把握することを目的に、県民意識調査を実施することとした（平成15年度）。

また、調査、審議のため男女共同参画審議会に「慣行調査部会」が設置され、平成14年度及び15年度の調査結果を報告書として取りまとめることとした。

(3) 目的

男女共同参画の推進を阻害する慣行等の現状や問題点などの実態を把握するため、グループ・インタビュー、アンケート調査を実施し、その結果を広く公表することにより、県民の意識啓発に資するとともに、効果的な普及啓発の推進等、今後の県施策策定のための基礎資料とする。

(4) 調査方法及び内容

ア グループ・インタビュー

(ア) 調査の対象と方法

八つの活動領域を設定し、領域ごとに対象者を集め、事前に配布した調査項目に沿って話をしてもらった(おおむね2時間)。各領域の設定、調査対象者の人数・職業等及び実施時期については以下のとおりである。(調査結果の概要：資料18)

領域名	対象者数	対象者の職業等	実施時期
行政・教育組織	6名	行政職員5(一般4、保健師1)、公立学校教師1	14.12.19
企業	5名	使用者2、被用者3	15.1.14
農漁村	5名	農業3、漁業1、半農半漁1	15.1.20
市民活動	5名	市民活動代表者5	15.1.23
地域政治	4名	市町村議会議員4	15.1.24
地域商工業活動	4名	食料品・雑貨販売1、雑貨販売1、ブティック経営1、鉄工業1	15.2.12
育児・子育て	4名	子育て活動代表2、育児サークル代表1、就労者1	15.2.13
就職活動	2名	大学4年生2	15.2.22

(イ) 調査の委託

グループ・インタビューの実施、インタビュー・データの整理・分析は山口大学人文学部社会情報学研究室に委託した。

ただし、対象者の選定は山口県環境生活部男女共同参画課が中心となっており、グループ・インタビューの実施においては、同課職員が同席している。

イ 意識・実態調査(アンケート調査)

(ア) 調査の趣旨

グループ・インタビューの成果を踏まえ、県全体における慣行等の実態やそれに関する意識、県施策への要望等を把握するために実施したもの。グループインタビューの成果を踏まえ、県民意識の変化を追うため、過去に実施した県民意識調査等(過去5年ごと4回実施、直近は平成12年度)とも可能な限り比較対象ができる

設問とした（ア）参照）。この際、慣行等の阻害要因の実態に加え、密接に関連する意識についても調査対象とすることとした。

なお、県男女共同参画審議会慣行調査部会において、調査設計や調査結果の分析、県施策等の在り方等について審議された。

（イ）調査の対象と方法

実施機関 山口県（データの集計のみ委託）

協力機関 市町村

調査対象

県内居住の満20歳以上の者、標本数は男女各1,500人。

住民基本台帳に基づく無作為抽出（市町村別、年齢階層別に人口比による割当）。

調査時期 平成15年10月16日～10月31日

調査方法 郵送法

回収数（率） 1,105（36.8%）

調査設計の視点

・慣行等の阻害要因の実態に加え、これに密接に関連する意識についても調査対象とすること。

・調査対象者の負担とならないよう、設問項目については絞り込む一方で、過去の意識調査等とも可能な限り比較対象ができる設問とすること。

・グループ・インタビューにおける各領域に共通して関心の高かった、育児休業等家庭生活とその他の活動の両立、女性に対する積極的な機会の提供に関する問を設けること。

調査内容 調査票（資料19）参照

ウ 審議会における審議

開催年月日	内容
平成15年5月27日	第1回男女共同参画審議会（部会設置） 第1回慣行調査部会（部会長・副部会長の選出、方針協議）
平成15年8月27日	第2回慣行調査部会（アンケート調査項目の審議）
平成16年1月28日	第3回慣行調査部会（アンケート調査結果報告等）
平成16年2月23日	第4回慣行調査部会（報告書原案審議）
平成16年3月29日	第2回男女共同参画審議会（報告書案の審議）

・報告書原案は事務局で作成したが、調査結果を報告書として取りまとめるに際しては、県男女共同参画審議会に設置された慣行調査部会で審議、調整が重ねられた。

エ 事務局の人員体制

男女共同参画課職員 6 名のうち、主担当 1 名。

オ 報告、公表

・調査結果を広く公表することにより、県民の意識啓発にも資するよう、県議会の男女共同参画を所管する常任委員会所属議員（9 名）を始め、市町村や関係団体等に広く配付。

（5）効果

・グループ・インタビュー、県民意識調査（アンケート調査）の手法を併用し、男女共同参画の推進を阻害する慣行等に関する「生の声」も聴くことにより、その実態をより詳細に把握することができた。特に、県民意識調査（アンケート調査）の実施に当たっては、設問項目の内容、絞り込みに、非常に役立った。

また、グループ・インタビューを外部（大学）に業務委託することにより、これまでのような行政だけの取組とは異なった調査を実施することができた。

（6）課題及び今後の方針

・調査の結果、「個人の価値観を尊重しつつ、各年齢層の特徴にも配慮した、よりきめ細かな啓発活動の推進」、「理念のみにとどまらない、より身近なテーマによる啓発活動の推進」等々の課題が明らかになったことから、今後、こうした課題を踏まえた諸施策の展開に努めていく。

・平成 18 年度中には県の男女共同参画基本計画を見直す必要があり、その前年（平成 17 年度）に意識調査の実施を予定している。今回の調査結果については、この平成 17 年度調査結果と併せ、計画の見直しに反映させていきたい。

（7）参考「ポジティブ・アクションに関する調査報告書」

・男女共同参画を更に推進していくため、男女共同参画担当課としてどのような施策を講じていくべきか検討したところ、慣行に関する調査のほか、ポジティブ・アクションへの取組が挙げられた。（（2）ウ参照）

・そのため、平成 15 年度、県男女共同参画審議会に「慣行調査部会」及び「ポジティブ・アクション調査部会」の 2 部会が設置され、それぞれ審議、検討が進められることとなった。

・「ポジティブ・アクション調査部会」においては、内閣府における検討状況等を踏まえ、身近な事例を広く県民に紹介することを主目的に、審議・検討が進められ、県事務局が平成 16 年 3 月に「ポジティブ・アクションに関する調査報告書」を取りまとめた。

・同報告書では、ポジティブ・アクションについての概念整理とともに、県内企業、団体におけるポジティブ・アクションの取り組みについてヒアリングした結果がまとめられている。

10 高知県における「男女共同参画に関する行政施策影響調査」について

<取組の特徴>

男女の職域拡大という、チャレンジ支援、ポジティブ・アクション、仕事と家庭の両立といった多様な施策につながり得るテーマの選定。

本人、雇用管理者、同僚と異なる立場の者から意見を聴くことにより、ニーズの違いを把握。施策の見直しに反映。

アンケート調査票を基に、ヒアリングを実施。

(1) 実施年度

平成15年度

(平成16年3月、「高知県男女共同参画に関する行政施策影響調査報告書」を取りまとめた。)

(2) 経緯

ア 「こうち男女共同参画プラン」(以下「プラン」という。)において、男女共同参画社会基本法第17条(影響調査)の趣旨を受け、男女平等の視点から見た行政施策影響調査を平成17年度までに2回実施するとの目標を掲げている。

計画期間：平成13年度～22年度、実施計画期間：平成13年度～17年度

イ 高知県は、全国でも共働き世帯が多い(女性労働力率の、いわゆる「M字カーブ」の底が浅い)という特徴がある。そのため、労働関係の課題を取り上げることとし、中でも働く女性の職域を広げていくことが重要であることからテーマを設定した。また、男女共同参画の観点から、男女双方の職域拡大を対象とした。

(3) 目的

行政の取り組みが、男女の職域を広げていくことにどのような影響を与えているか、また、これまで男性(女性)が占めていた職に、女性(男性)が入ってきたことによって周辺の意識や職場環境(サービスなど)がどのように変化したかを調査し、今後の行政の取り組みに活かすために実施する。

(4) 調査方法及び内容

ア 調査の方法

(ア) 対象(職種)

以下6分野22事業者の、各事業者、本人(1～2名)、労務管理者(1名)、同僚(2～5名)

女性（本人）を対象	男性（本人）を対象
タクシー運転手（タクシー・介護タクシー） 5事業所	保育士 5事業所
運送車運転手（大型トラック・ミキサー車の運転） 3事業所	看護師（看護、訪問看護） 3事業所
土木施工管理（現場監督・建築設計） 3事業所	介護ヘルパー 3事業所

（イ）調査の方法

本人及び労務管理者：アンケート用紙を事前に配布、それを基に聴き取り調査（ヒアリング）

同僚：アンケート用紙と回収用封筒を事前に配布、直接回収

（調査票：資料20）

（ウ）調査の設計等

・当初、例えば保育分野については全保育所に対して郵送でアンケートを行うことを考えていたが、データを収集したところ、男性保育士の人数自体が非常に少ないことがわかった。

そのため、対象を実際に女性（男性）が勤務している事業所に絞り、聴き取り調査を行う手法に変更した。

・対象職種については、技術研究職（化学、機械等）等を広く検討したが、一定数のサンプルが取れることなどから、今回の6分野に決定した。

・対象事業所は、庁内関係部局、業界団体等に照会し、調査の趣旨に沿うところを推薦してもらった。業界団体に対しては、財団法人21世紀職業財団に仲介を依頼した（同財団とは、こうち男女共同参画センターとの連携事業等を通じて、日ごろから交流がある。）。

イ 調査の委託

職種（事業所）調査の方法等を決定した上で、民間シンクタンクに調査の実施を委託した。

委託内容は調査項目の作成、聴き取り調査及びアンケート調査の実施、調査結果の集計、報告書の執筆であるが、県担当者が随時チェックし、助言等を行った。

また、調査項目の設定については、県労働政策課及び財団法人21世紀職業財団の意見を聴いた。

ウ 事務局の人員体制

男女共同参画・NPO 課職員 7 名のうち、男女共同参画担当チーフ 1 名、担当 1 名（担当者は、その他にも事業を担当している。）

エ 調査結果の概要

- ・男女の職域を拡大したことが、職場にとっても個人にとっても良い影響を及ぼしている。
- ・男女の職域拡大の現状が広く一般に知られていないため、一部の職種ではサービスの利用者から拒否されるなど、悩みや問題がある。
- ・県民の意識改革に向けて、今の職域拡大の現状を知ってもらうことが先決である。また、県民の意識改革と並行して、就業のための受け入れ体制整備（事業者側）や仕事と家庭とを両立させる行政支援も重要である。

オ 報告、公表

- ・県審議会に報告。
- ・調査協力団体、県内各市町村、関係機関（財団法人 21 世紀職業財団、労働局雇用均等室、県経営者協会）、庁内関係部局（医療、福祉、労働、教育等）等に配布。
- ・こうち男女共同参画センターを通じた広報。

（５）効果

- ・聴き取りを行うことにより、記述式のアンケートのみでは把握できない実態が明らかになった。また、本人、雇用管理者、同僚それぞれの立場の違いによるニーズの違いを把握できた。
- ・男女の職域を拡大したことが、職場にとっても個人にとっても良い影響を及ぼしていることが明らかになった。

（職場環境、利用者に対して副次的な良い影響をもたらした例）

- 1) 女性客・常連客から女性運転手の指名の予約が増えるなど、利用者の拡大につながっている。女性運転手のソフトな接客ぶりを男性運転手も取り入れるよう意識し、競争心も出てきた。（タクシー運転手、同僚からの意見）
 - 2) 男性保育士は母子家庭の子どもにとって父親的な役割を果たしており、非常に好評である。（保育士、雇用管理者からの意見）
- ・調査結果から、課題及び今後取り組まなければならない重点事項が整理できた。

（例）

- 1) 男女共同参画職場づくり事業費補助金（ ）については、これまでも利用実績が少なく課題があることは認識していたが、本調査により、改めて制度の周知度が低く、活用されていないことが明らかになったため、より利用しやすい制度となるよう見直しを進めている。

平成14年度から実施している県単独事業。女性職域拡大推進事業、母性に配慮した職場づくり推進事業、「お父さんの子育て」環境づくり推進事業について、事業主に補助金を交付する。

2)現在の職場を選んだ理由を尋ねたところ、学校時代の職場体験、教師の指導等の影響も少なくないことがわかった。固定観念にとらわれない職業選択のためには、子どもうちに体験させ、自主的に選択させることが重要であると考えられ、従前から実施している小・中学生の職場体験を一層充実させる必要がある。

(6) 課題及び今後の方針

- ・今回の調査結果を啓発活動にいかしていきたい(例：こうち男女共同参画センターで発行している啓発誌への掲載)。
- ・今後の実施は未定。同様の調査を実施するのであれば、サンプルが多くないため、一定期間を空ける必要がある。
- ・平成15年12月に高知県男女共同参画社会づくり条例が制定されたことも踏まえ、今年度、プランの見直しを行う。今回の調査により明らかになった課題等を反映させたい。

1 1 福井県武生市における「男女平等オンブッド」について

<取組の特徴>

条例の監察者としてオンブッドを位置付け。

住民からの苦情、相談内容の中から施策上の課題を発見。施策の見直しにつなげる。

自己発意による調査、意見表明が可能。

(1) 導入年度

平成14年度

(2) 経緯

ア 武生市では、平成9年に男女共同参画、情報公開、環境への配慮を公約として掲げた現市長が当選し、男女共同参画の推進に積極的に取り組んできた。

イ 男女共同参画政策アドバイザーから、「男女平等オンブッド（以下「オンブッド」という。）制度を導入しなければ、なかなか男女共同参画社会の形成は進まない」との意見があり、条例に取り入れることを検討。

ウ 平成14年度に武生市男女共同参画推進条例、同施行規則、関係要綱等を制定。条例においてオンブッドが位置付けられた。

市長が委嘱、3人以内、任期2年。「オンブッド」はノルウェー語に由来する。

(3) 機能

市が実施する男女共同参画社会の形成の推進に関する施策及び当該施策の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情、性別を理由とする差別的扱い及び人権侵害、その他男女共同参画社会の形成を阻害するあらゆることの相談に対処し、併せて条例が適正に運用されていることを監察する。

(4) 制度の概要

ア オンブッドの職務、権限等

(ア) 職務

男女共同参画社会の形成の推進に関する施策及び当該施策の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の申出があったときは、これを調査し、その処理状況について市長に報告するとともに、申出人に通知すること。

性別を理由とする差別的取扱い及び人権侵害に関する相談があったときは、助言及び指導を行うとともに、関係する市の機関（市長その他の執行機関）並びに国及び県の関係機関と協力し、適切な措置を講ずること。

男女共同参画社会の形成の推進のために、自己の発意によって事案を取り上げ、

調査し、市長に意見を述べること。

及び について、必要があると認めるときは関係する市の機関に対し、意見表明をすることができ、当該機関はこれを尊重しなければならない。

また、当該機関は、意見表明に対する是正などの措置について60日以内にオンブッドに報告するものとし、是正などの措置を講ずることができないときは、その理由を示さなければならない。

(イ) 調査

市の機関に対し調査が必要と認めた場合、関係する市の機関に対し説明を求め、その保有する帳簿、書類等その他の記録を閲覧し、若しくは提出を要求し、または実施調査をすることができる。

市の機関以外の関係者または関係機関に対し調査が必要と認めた場合、質問し、事情を聴取し、または実施調査をすることについて協力を求めることができる。

必要があると認める場合は、市長と協議の上、専門的事項について、専門機関に対し、調査、鑑定、分析等の依頼をすることができる。

(ウ) 市の機関の責務及び市民等の協力

市の機関は、オンブッドの職務の遂行に関し、積極的に協力しなければならない。

オンブッドは、職務の遂行にあたり、市民等に条例の目的を達成するために協力を求めることができる。

イ 手続

(ア) 担当窓口(男女共同参画主管課)へ、相談、苦情等の申出。

(イ) オンブッド事務局で、趣旨の確認、要件審査。

相談には、専門相談員が対処。

(ウ) 調査が必要な事案であると認められた場合は、関係する市の機関に対して調査を行う。

(エ) 調査結果の申出人への通知。

必要に応じ、市長と協議の上、意見表明を行う。その旨、申出人へ通知。

(オ) 意見表明を行った場合、対象となった市の機関から報告。その旨、申出人へ通知。

ウ 事務局の人員体制

男女共同参画室職員5名のうち、主担当1名、副担当2名、専門相談員1名(主担当は、その他にも事業を担当している。)

エ 実績

(ア) 相談等件数

年度	相談、苦情	自己発意による意見書等
平成14年度 9月～3月	28件・44回	2件
平成15年度	99件・166回	5件
平成16年度 4月～12月	175件・264回	7件

(イ) 事例(資料21)

(相談内容) 中小企業では、産休、育休が取得できない。

(対応)

- ・母子手帳に育児休業奨励・オンブッドへの相談促進のチラシを入れ、広報。
- ・事業所(従業員10人以上)に対して、「育休・介護休業の規則制定」依頼。

(相談内容) 夫から暴力を受けている。別居したいが、住むところがない。

(対応)

- ・市営住宅について、平成15年度には児童扶養手当受給者の入居申込資格を認め、平成16年度にはDV被害者(証明がある場合)について認めた。
- ・平成16年5月より専門相談員を設置し、相談体制を充実。

(相談内容) 市のセクシュアル・ハラスメント対策

(対応)

- ・市職員服務規程の改正、市職員への研修の実施。
- ・「武生市職員セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程」の制定。
- ・事業所調査、報告、公表 公表することにより、意識化を図る。
- ・チラシ、ホームページによるセクシュアル・ハラスメント防止の広報と徹底の依頼。

(苦情内容) 市の広報の表現に偏りがある。

(対応)

- ・市広報物の点検・調査。
- ・市広報委員への研修の実施。
- ・市全課に「広報表現配慮」を依頼。
- ・市職員ワーキンググループによる「広報表現ガイドライン」の作成。

オ 報告・公表

(ア) 必要があると認めるときは、活動成果を公表することができることとされており、広報たけふ、市のホームページ及び報道機関等を通じて行なう。

(イ) 年度末に運用状況を取りまとめ、市長に報告する。また、(ア)と同様の方法で周知することもできる。

(ウ)また、オンブッド制度自体について、パンフレットの作成、各町内への説明等、積極的に広報を行っている。(資料22)

(5) 効果

- ・相談者本人への支援・回答のみではなく、相談の内容から施策に反映させるべき課題を取り上げて意見表明するという形になっており、個人の問題を解決することが住民全体の福祉の向上につながる事となる。
- ・解決した事例を広報することにより、行政への信頼性が高まり、相談が増えることで問題が浮かび上がり、政策に反映できる。
- ・オンブッドの存在が、庁内調整において説得力を持つ。

(6) 課題及び今後の方針

- ・市民への周知はまだ不足しており、34団体で構成される男女共同参画ネットワークや、自治振興会()において推進員制度を取り入れる(平成17年度計画)など、地域の中での男女共同参画について周知を図っていく。
- ・オンブッドが意見表明できるのは市の施策に対してであり、民間事業所等に対しては権限を持たない。そのため、「お願い」文書による協力依頼、男女平等相談機関連絡会(都道府県労働局等、関係行政機関による連絡会議)を通じた連携、積極的な広報等により取組を進めている。
- ・男女共同参画に関する理解を深めるための取組として、研修・学習事業の実施のみでは、関心のある住民にしか届かない。ケーブルテレビ等を利用して広く広報することが、非常に影響力がある。

地域自治振興事業の取組の単位となる、小学校を中心とした市内13地区(地区公民館単位)。

地域自治振興事業とは、地区民だれもがまちづくりに参画できるシステムを創造し、自己決定、自己責任において、自分たちの生活圏である身近な地域の課題を解決し、地域住民のニーズに応じたきめ細やかなまちづくりを推進していくことを目的とした事業。自治振興会は、地域自治振興事業を担う自治組織として地域自治振興計画を策定し事業を推進する。